

特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5850050号

(PATENT NUMBER)

発明の名称

(TITLE OF THE INVENTION)

カメラ取付装置、および、カメラ取付方法

特許権者

(PATENTEE)

アメリカ合衆国 94107 カリフォルニア
州サンフランシスコ スイート410 232
5 サードストリート
国籍 アメリカ合衆国
ピーク デザイン, エルエルシー

発明者

(INVENTOR)

デリング、ピーター

出願番号

(APPLICATION NUMBER)

特願2013-514161

出願日

(FILING DATE)

平成23年 6月 9日(June 9, 2011)

登録日

(REGISTRATION DATE)

平成27年12月11日(December 11, 2015)

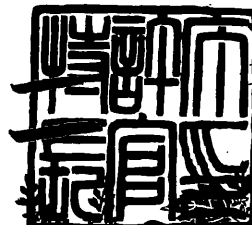
この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成27年12月11日(December 11, 2015)

特許庁長官

(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

伊藤 伊



特許証送付先

住所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門一丁目1番18号 ヒュー

リック虎ノ門ビル

氏名

磯野 道造

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第5850050号

登録日 平成27年12月11日

出願番号 特願2013-514161

出願日 平成23年6月9日

請求項の数 11

納付年分 第3年分まで

受領金額 13,500円

受領日 平成27年11月17日

重要

特許料の納付について

特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）

- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下年分の納付期限日という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要が必要です。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額について、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

| 納付年分 | 納付期限日 |
|-------|-------------|
| 第4年分 | 平成30年12月11日 |
| 第5年分 | 平成31年12月11日 |
| 第6年分 | 平成32年12月11日 |
| 第7年分 | 平成33年12月11日 |
| 第8年分 | 平成34年12月11日 |
| 第9年分 | 平成35年12月11日 |
| 第10年分 | 平成36年12月11日 |
| 第11年分 | 平成37年12月11日 |
| 第12年分 | 平成38年12月11日 |
| 第13年分 | 平成39年12月11日 |
| 第14年分 | 平成40年12月11日 |
| 第15年分 | 平成41年12月11日 |
| 第16年分 | 平成42年12月11日 |
| | |
| | |
| | |

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室 (代表)
 電話 03(3581)1101
 特許担当 内線 2708